

広島県告示第六百七十九号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項の規定によって、指定自立支援医療機関として次の者を指定した。

平成二十年八月十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

薬局又は指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	指定年月日
きのやま薬局	府中市木野山町二五二―五	精神通院医療	平成二〇年八月一日
みどり町薬局	福山市緑町二―四〇	精神通院医療	平成二〇年八月一日
あおぞら薬局	庄原市西本町二丁目一五―三二	精神通院医療	平成二〇年八月一日
グリーン薬局	三次市十日市東四丁目一―一	精神通院医療	平成二〇年八月一日
マリン薬局阿賀店	呉市阿賀中央六丁目一―三四	精神通院医療	平成二〇年八月一日
ふれあい訪問看護ステーション	安芸郡府中町鶴江二丁目二―六	精神通院医療	平成二〇年八月一日